

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年11月21日(金) 京都大学事務本部棟3階施設部入札室	
委員	委員長 秋山 明寛 (国立大学法人大阪大学施設部長) 委員 山下 信子 (弁護士) 委員 金 一寿 (公認会計士)	
審議対象期間	平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	3件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、京都大学施設担当理事の挨拶、委員の互選による委員長決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋山明寛委員を委員長に決定。 <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告） 【京都大学側より、平成25年4月から平成26年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府調達に関する協定適用対象となる基準額の邦貨換算額は二年毎に見直されるということだが、今回の審議対象期間内には見直しがかかって基準が異なるものがなかったのか。 <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 【京都大学側より、委員長による抽出経緯の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 <p>【抽出案件の審議】</p> <p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事） ○京都大学（医病）総合高度先端医療病棟新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の契約となった要因をどのように考えているか。 ・入札方式が総合評価落札方式（標準型）であったため、最も低廉な価格で入札した者が落札者とならなかった、ということによいか。 ・契約についての細目はどこに定めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の審議対象期間である平成25年4月1日から平成26年3月31日に契約した基準額の邦貨換算額については、平成24年3月に平成24年度・平成25年度分の通知があり、平成24年4月より適用されているため、公告日及び契約日において異なっていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築一式工事では、建築資材の高騰により全般的に入札価格が高くなる傾向にあったこと、加えて、本件では結果的に最も低廉な価格で入札した者が落札者とならなかったことも要因の一つであると考えられる。 ・総合評価落札方式（標準型）の案件では、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者が決定される。具体的には、標準点に「VE提案とVE提案に基づく施工計画」と「工事全般の施工計画」の評価によって与えた加算点の合計を入札価格で除して得た評価値により、落札者が決定される。これにより、本件では最も低廉な価格の入札者より評価値が高かった他の入札者が落札者となったものである。 ・契約書に記述のとおり、契約についての細目は、本学が定めた工事請負契約基準によるものとしている。当該工事請負契約基準に基づき、物価変動による請負代金額の変更、設計変更や工期延長などに対応している。

別紙

意見・質問	回答
<p>・ 1 者入札辞退しているが、その理由は何か。</p> <p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く） ○京都大学（中阿達）教育研修施設新営機械設備工事</p> <p>・ 低入札価格調査を実施した契約となった要因をどのように考えているか。</p> <p>・ 下請業者がどの程度入るかを事前に確認すれば、適正価格の算出に有効と考えられるが、確認しているのか。</p> <p>・ 建築工事などと一括で発注すれば総合評価落札方式の案件となったのではないか。</p> <p>・ 低入札価格調査の結果を、以降の同種工事での予定価格の積算に反映させているか。</p> <p>・ 工事完了後の本件機械設備のメンテナンスも当該落札者が実施することになるのか。</p> <p>○京都大学（中央）学生寄宿舍吉田寮新棟新営その他電気設備工事</p> <p>・ 低落札率の契約となった要因をどのように考えているか。</p> <p>・ 本件の低入札価格調査において、対象業者の経営状況等を保証事業会社に照会したということでのいいか。</p>	<p>・ 入札辞退者から理由を聞き取りしていないが、先に技術提案の評価を受けているので、その結果により判断したか、あるいは、本件より先に他の工事の受注が決まり、本工事に専任で配置する必要がある技術者を配置できなくなったことによるものか、いずれかと考えている。</p> <p>・ 本件機械設備工事では汎用品など機器等の一括購入などによる企業努力により、全般的に入札価格が低くなったと考えている。その結果、最低基準価格を下回った者のうち最も低廉な価格で入札した2者について低入札価格調査を実施した。</p> <p>・ 定められた手順に則り入札手続を実施しており、事前に下請業者がどの程度入るか確認は行っていない。下請業者がどの程度入るかは、工事規模等にもよるが、契約締結後に請負業者が作成する施工体制台帳により確認している。</p> <p>・ 公共工事においては、中小企業者の受注機会の確保のため、建築工事・電気設備工事・機械設備工事などの工事種別毎に可能な限り分離発注している。</p> <p>・ 実勢価格で積算可能なものは、反映するように努めている。</p> <p>・ 工事完了後に発生するメンテナンスは、改めて会計ルールに従って発注されることになる。元施工業者という理由だけで当該者にメンテナンスを実施させるということはない。</p> <p>・ 当該業者においては、本工事現場近隣に同種工事現場があり、本工事に必要な人材・資材等の確保・管理を迅速かつ有利に進めることが可能であったことや、分電盤や照明器具などの調達を競争により行うことにより、低廉な価格で入札された。</p> <p>・ そのとおりである。公共工事の契約保証などを行う保証事業会社は、工事業者の経営状況等に精通していることから、電話で照会している。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>○京都大学（南部）医学部動物実験施設空調設備改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が1者の契約となった要因をどのように考えているか。 ・ 応札者が1者であったにもかかわらず低落札率の契約となった要因をどのように考えているか。 <p>随意契約方式 ○京都大学（桂）総合研究棟Ⅰ外壁タイル改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の性質又は目的により随意契約を行った契約となった理由は何か。 ・ 本件を含め外壁タイル改修工事は全般的に高契約率となっているようだがどのように考えているか。 ・ 随意契約だが、最初の見積が予定価格に達していなかったため再度見積を提出させたということによいか。またその際、業者は辞退することもできたのか。 <p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式(拡大) ○京都大学（木津川）農学研究科附属農場整備（設備）実施設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の基本設計業務の契約者等はどのようになっているか。 ・ 見積回数が4回ということであるが、何回まで見積徴取を行うこととしていたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加しなかった業者に聞き取りを行ったが、競争参加資格等の条件に問題はないが、すでに別の工事を受注しており技術者の確保が困難なため参加しなかった、とのことであった。 ・ 当該業者においては、施工中の手持工事に本工事現場近隣の同種工事現場があったためである。 <p>・ 本件は当時、別建物で外壁タイルの剥落があったことから、予防的な改修工事を実施したものである。本工事建物は、過去に外壁タイルの浮き等の不具合があった際に元施工業者に瑕疵の修補を実施させており、本工事を他の業者に請け負わせると、今後の施工責任の範囲が不明確になるため、施工責任の観点から、元施工業者に請け負わせることについては他に競争の余地がないと判断し、随意契約を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁タイル改修工事の積算は、物価資料等からの定められた単価の積算に基づくことが多いことから、予定価格と見積額が近づいたのではと考えている。 ・ いずれもそのとおりである。 <p>・ 移転する農学研究科附属農場の農地及び施設・設備整備にかかる全体の基本設計業務として、別途他業者が実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル方式で技術提案書を特定した業者であるので、見積徴取の実施にあたっては、見積回数を何回までということではなく、見積金額と予定価格との開きを勘案しながら見積徴取を進めた。その結果、本件は4回となった。

別紙

意見・質問	回答
<p>・見積徴取で予定価格の範囲に達しなかった場合はどうなるのか。</p> <p>その他 【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、平成27年4月からの任期について引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>【各委員より、全体に関する意見等】</p> <p>・次回以降、抽出案件の審議において、業者等と接した直接の担当者からも説明等を行っていただくよう、検討願いたい。</p> <p>・今回の議論でなされた問題提起を、今後の入札・契約業務や施工業務に反映させてほしい。</p> <p>終了</p>	<p>・技術提案書の特定の際に次点の業者も定めているので、技術提案書を特定した業者と契約締結に至らなかった場合は、改めて次点の業者と手続きを進めることになる。</p> <p>・検討する。</p> <p>・承知した。</p>